

令和7年度第2回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和7年5月12日(月)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時06分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	足立福子	6番	塩見真由美
	2番	天崎直幸	7番	足立進也
	3番	木山篤志	8番	糸田川啓
	4番	嶋川克寿	9番	福田英夫
	5番	大塚清子	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	倉光伸也	多里	新田和之
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	山上	妹尾重寿	石見	難波豊治
	阿毘縁	岸幸利	福栄	山本昌樹
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員				
議事録署名委員	3番	木山篤志	4番	嶋川克寿
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事	田淵九大

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	公共工事の施工に伴う農地転用の報告について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第4号	令和6年度における農地の権利移動等の状況について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	

7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>皆様おはようございます。定刻より若干早いですが、ご出席の委員の皆様お集りになられましたので、ただいまより令和7年第2回 日南町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたり梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨 拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。我々任期最後の農業委員会総会となりました。皆さん3年間ご苦労様でした。</p> <p>現在、米国の力によるグローバル秩序の変更が大きな問題となっています。それによって自国アメリカも短期経済成長がマイナスとなっているようですが、日本もトランプ詣で経済再生担当大臣は気の置けない日々のようなのです。</p> <p>また、足元を見ますと、国が推進する新たな食料、農業、農村基本計画で望ましい農業構造として、担い手プラス多様な農業者が協力しながら生産する体制を築くとしています。多様な農業者というのは小規模農業、兼業農家、高齢者の自家消費農業者の人たちですが、ここ数年農家支援とされていた野菜苗の補助事業が一部変更され部分系統出荷者のみに変更され、その恩恵を受けない小規模野菜農家が発生する恐れがあります。詳細については、道の駅出荷者、朝どれ野菜生産者、アスパル出荷者等であります。この施策を従来の考え方に戻さないと高齢化した農業者の耕作放棄につながりかねないと思います。農業委員会の皆様の一考を期待するところであります。</p> <p>以上を申し上げ、令和7年度第2回 日南町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、3番 木山農業委員、4番 嶋川農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>報告第1号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について 資料1頁から2頁について説明 資料3頁から町内位置図、工事平面図等をご確認よろしくお願ひいたします。</p>
	議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
報告第2号	議 長	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について 資料17頁から19頁について説明 番号1 機構と耕作者の解約となり、付替えで別の方と契約を行う予定。</p>

		<p>番号2 機構と耕作者の解約となり、付替えで別の方と契約を行う予定。</p> <p>番号3 合意解約。</p> <p>番号4 合意解約。</p> <p>番号5 解約後、別の方と契約を行う予定。</p> <p>番号6 解約後、別の方と契約を行う予定。</p> <p>番号7 解約後、別の方と契約を行う予定。</p> <p>番号8 機構と耕作者の解約となり、付替えで別の方と契約を行う予定。</p> <p>この農地は、基盤整備を行ったところで、現在は一時利用地となっているところです。</p> <p>番号9 合意解約となり、今後は農地法3条による所有権移転の申請地。</p>
	議長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
報告第3号	議長	報告第3号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主事	<p>報告第3号 利用権設定に係る軽微な変更について</p> <p>資料21頁について説明</p> <p>番号1 機構と耕作者の合意解約のあった農地の付替えにより、賃借料と期間の変更を行う。</p> <p>番号2 機構と耕作者の合意解約のあった農地の付替えにより、賃借料と期間の変更を行う。</p>
	議長	報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
報告第4号	議長	報告第4号 令和6年度における農地の権利移動等の状況について事務局お願いします。
	主事	<p>報告第4号 令和6年度における農地の権利移動等の状況について</p> <p>資料23頁について説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、農地法第2条第1項の申請（非農地証明） 2、農地法第3条の許可・報告 3、農地法第4条及び第5条の許可（転用） 4、農地法第18条第6項の通知書（合意解約） 5、農業経営基盤強化促進法による利用権設定 6、農地中間管理事業の推進に関する法律による利用権設定 <p>申請件数と処理件数はイコールとなります。</p>
	議長	報告第4号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第1号	議長	続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主事	<p>議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について</p> <p>2件、14筆、合計面積3,161㎡の申請です。</p> <p>資料25頁から27頁について説明</p>

		<p>申請番号 1 土地所有者、△△市の〇〇〇さん、非農地の理由として 20 年以上耕作しておらず、今後も耕作の予定はない。</p> <p>申請番号 2 土地所有者、△△の〇〇〇さん、非農地の理由として 20 年以上前から建物が建っており、農地として利用できる状態ではない。</p> <p>資料 29 頁から町内位置図、現地確認写真を付けておりますのでご確認ください。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会のご意見がありましたらお願いします。</p> <p>(3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
	木山農業委員	<p>1 番の〇〇〇さんについては町外、△△市におられるということで土地を活用できないということです。</p> <p>2 番の〇〇〇さんについては建物が建っていた土地を取得されたという状況もあったということです。</p> <p>以上のことから農地部会として認めたというところです。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>資料 37 頁の資料の修正について説明 合計 5 件となっているところを 2 件に修正お願いします。</p> <p>資料 38 頁について説明</p> <p>申請番号 1、譲渡人が△△町の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、売買による所有権移転、売買金額は全体◇◇◇万円ということです。</p> <p>申請番号 2、譲渡人が△△市の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、売買による所有権移転、売買金額は全体で◇◇◇万円ということです。</p> <p>譲受人の〇〇〇さんですが、所有農地はありませんが、〇〇〇さんの家に移住をされておられる方です。今回取得されたい農地で野菜などを栽培されておられると伺っております。現地確認の際の写真にもありますが、耕作するための準備をしておられ、マルチなどを張っておられました。</p>
	議 長	<p>議案第 2 号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がありましたらお願いします。</p> <p>(3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
	木山農業委員	<p>この売買の件につきましては、糸田川農業委員が詳しく説明したいということです。よろしくお願いします。</p>
	議 長	(8 番 糸田川農業委員挙手) 8 番 糸田川農業委員。
	糸田川農業委	<p>申請番号 1 の〇〇〇さんと〇〇〇さんの件については、これまでも利用権設定を行い、〇〇〇さんが耕作されておられましたので、問題ないと思</p>

	員	<p>います。</p> <p>申請番号 2 の〇〇〇さんと〇〇〇さんの件につきましては、数年前に自宅を売買されており、今回農地の所有権移転をすることになりました。</p> <p>自宅を改装し、農家民宿の施設として「〇〇〇」を開業されておられます。この施設で自分が作った野菜を提供したいと伺っております。</p> <p>田んぼは基盤整備されており、大きい面積となっておりますが、□□□としてもサポートをしていきますので、問題ないと思います。</p> <p>また、〇〇〇さんは△△まちづくり協議会で展開しています、□□□で□□□にも出荷されておられますので、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。申請番号順に採決を行いたいと思います。</p> <p>議案第 2 号 申請番号 1 について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号 申請番号 1 は承認された。</p>
	議長	<p>議案第 2 号 申請番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意義のないことを確認して、議案第 2 号 申請番号 2 は承認された。</p>
議案第 3 号	議長	<p>議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	主事	<p>議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について</p> <p>資料 49 頁から 70 頁について説明</p> <p>資料 50 頁 機構を通じた新規契約 17 件、そのうち相対からの更新が 6 件、機構を通じた再設定の契約が 1 件、付替が 2 件、合計 103 筆、面積合計が 98,573 m²です。</p> <p>資料 53 頁から説明</p> <p>申請番号 1 から申請番号 10 まで新規契約。</p> <p>申請番号 1 報告第 2 号の合意解約で報告させていただいた農地です。</p> <p>申請番号 2、申請番号 3 について修正をお願いします。申請番号 3 の〇〇〇さんの所在地×××番地から×××番地が〇〇〇さんのところに記載する内容でしたので、修正をお願いします。</p> <p>申請番号 11 から申請番号 16 まで相対からの再設定。</p> <p>申請番号 17 が機構を通じた再設定。</p> <p>申請番号 19 から申請番号 20 が付替え。</p> <p>資料 61 頁以降に耕作者の経営状況の資料をつけておりますので、ご確認ください。</p>

	議 長	<p>議案第 3 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたか。</p> <p>(6 番 塩見農業委員挙手) 6 番 塩見農業委員。</p>
	塩見農業委員	<p>申請番号 1 の〇〇〇さんと農事組合法人〇〇〇との契約ですが、契約期間が 10 ヶ月と短いようですが、特に何かあるのでしょうか。</p>
	主 事	<p>申請番号 1 についてですが、令和 8 年 4 月からは農事組合法人〇〇〇と契約を予定しております。</p>
	議 長	<p>その他、議案第 3 号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので議案第 3 号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
協議第 1 号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。総会資料にはありませんが、事務局から協議事項がありますか。</p>
	高橋事務局長	<p>協議第 1 号 総会冒頭の会長からのご挨拶でもお話がありましたが、令和 7 年度の農業者への支援事業につきましてお話がありました。その他にも、現在の農業情勢を踏まえ、町執行部、町議会へ要望書を提出したいということで、協議をしていただきたいと考えております。</p> <p>昨今の農業情勢につきましては、いろいろな情報等でご存知だと思いますので、説明は割愛させていただきますが、本町の農業におきましても担い手を中心とした取組、オーガニックビレッジとして、有機農業の実証実験等の推進しているところです。</p> <p>しかしながら、それだけでは現在の日南町の農業を守っていくのは非常に困難であると考えております。具体的には町内各地で発生しております、有害鳥獣の被害による対策についてより強く要望させていただきたいと考えております。</p> <p>また、農地の保全につきましても農業委員会での農地パトロールや農地の利用権設定等を進めながら、農地の保全にも取り組んでおりますが、耕作放棄地が増加している状態です。原因としまして、農地の維持管理の負担が非常に大きいということ、草刈りや未整備田での圃場条件不利地の農地については担い手への利用権が十分に進まないということもあります。このあたりの対策についても要望を上げていきたいと考えております。</p> <p>次に農家の収入確保の観点です。担い手農家のみならず、小規模な農家への支援もこれまで以上に充実していただきたいということも挙げていきたいと思っており、本町独自の農業の取組についてもより研究していただきたいということを踏まえ、現状の課題、対策の内容を盛り込んで、農業委員会として要望書の提出をさせていただきたいと考えております。</p> <p>内容につきましては、本日皆様にお示しすることができませんが、梅林会長及び福田職務代理に精査していただき、今週中に町執行部、町議会へ要望書の提出を行いたいと考えております。</p> <p>その他、要望がありましたら、今回の協議の中でご意見を賜れば、その内</p>

	容も審議し、取り入れていきたいと考えております。
議 長	<p>協議第1号について説明がありました。皆さんからのご意見も踏まえて要望書を作成したいと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
倉光推進委員	<p>この要望にマッチするのかわからないですが、有害鳥獣対策の中で、今農林課が電柵、メッシュの補助をやっておられます。</p> <p>特に私が気になるのが電柵の補助制度の中で、事前に申請しなければ補助対象にならないということです。メッシュについてはある程度理解しますが、電柵についてはイノシシに荒らされたという場合は待たないんです。事前に申請し交付決定を受けてからでないと設置ができないんですが、緊急性がある場合にはその限りではないという項目があってもいいんじゃないかと思っています。もし被害があつて急いで電柵を張らなければならない状況で、事前に申請をしてとなったら何日も掛かってしまう、果たして農家目線の制度になっているのかと疑問を持っております。</p> <p>皆さんの中でご意見があつたらお聞きしたいと思っております。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。倉光推進委員からのご意見について、ご存知の方がおられますか。</p> <p>(4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員	<p>電柵関係については、見積書を出せば申請と一緒にできますので、2,3日あれば許可が出ると思います。今までの担当者はそうしていただいています。見積書は事前にとることもできますので、そういった準備はされたほうがいいんじゃないかと思っています。</p>
議 長	(9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理。
福田職務代理	<p>電柵にしても、ワイヤーメッシュに関しても助成の枠が違ふと思います。はっきり覚えていませんが、町独自の補助は3分の1か半分かだと思えます。それについては設置してから補助を受けることができますが、100%の補助を受けようと思つたらワイヤーメッシュと同じように事前申請して計画を認めてもらわないと補助が出ないと思えます。△△地区でも昨年イノシシ被害があつて電柵を設置しましたが、元々の申請をしていなかったもので、補助率の低い助成を受けております。また、以前△△地区全体でワイヤーメッシュの補助を受けた関係があつて、14年経過しないと次の計画が立てられないという縛りもあつたと思えます。現状については農林課に話を聞かれたほうがいいと思えますが、100%の補助を受けようと思つた場合事前申請が必要であると思っております。</p> <p>町独自の申請について申請の方法を変えてほしいという願いはすることは、皆さんの意見をまとめて要望することは可能だと思えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。倉光さんの要望事項を踏まえて農林課とも協議しながら要望書を作りたいと思えます。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>

倉光推進委員	<p>私が言いたいのは、電気柵は待ったなしだと思っています。もともと設置していないところにイノシシに入られた。2,3日でと言われましたが、その2,3日が待てないという現実があるんじゃないかと思います。実際に困ってある電気柵が壊れて、すぐに取り替えないといけないので、すぐに取り替えましたが、電気柵にはそういった緊急性があると思っています。ワイヤーメッシュはあらかじめ前の年に申請しないと採択にならないということも承知しております。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。ご意見を踏まえて要望したいと思います。その他ありますでしょうか。</p> <p>(8番 糸田川農業委員挙手) 8番 糸田川農業委員。</p>
糸田川農業委員	<p>冒頭の会長あいさつでもお話がありました、苗補助がなくなった理由について、私は道の駅の出荷者協議会の会長もしているので、すごい解せないというところが本音です。苗の補助金を出してもらえから苗を買って野菜を作って出荷しようという気が起こっていたわけです。これに代わる何か生まれにくいのに、道の駅に野菜も集まりにくくなるだろうし、朝どれ野菜などに出す人も減るんじゃないかと感じています。</p> <p>トマトは苗補助から出荷量ですかね、選果場補助金が増えて、いわゆるどんどん出荷すれば補助金いっぱいもらえます。というように変わるときいております。それであるならば、道の駅やほかのところもインセンティブのような形に切り替えていくのが本来の筋じゃないかと思っています。</p> <p>要望を出すときに苗の補助金でいくのか、もしくは出荷に対して出してくれるのか、それで意欲を出してもらいたいような話にした方がいいんじゃないかと思います。</p> <p>私自身も全部の苗で栽培がうまくいった年はないわけで、出荷1つでも出せば苗の補助金は出ます。でもそうすると出荷しなくなる人もいますので、出荷した量に対する補助金の方が本当はいいんじゃないかと思います。そのあたりを協議しながら要望を出していただけるといいと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。私もちょっと調べたところですが、トマトの選果場の出荷者協議会は何名おられるかわかりませんが、去年は2億円を超える出荷量があったということです。道の駅、朝どれ野菜、アスパルの出荷者協議会は小規模ですが、道の駅に農産物を出荷されている方が15名程度、朝どれ野菜出荷者協議会が30名程度、アスパル出荷者協議会が34名と把握しております。そうしますと全体で約80名程度の小規模農家の方が参加しておられますが、今回この方たちが町の予算から漏れてくる人たちになるわけです。そうするとどうしても高齢になった方が多いので、離農される場合もあると思います。そうすると耕作放棄地に繋がってしまう可能性があると考えております。</p> <p>今回変更し、農協の選果場を通して出された方に出荷量に対して補助金をつけるということです。対象品目はトマトだけではなく白ネギ、ブロッコリー、ピーマンの4品目に出すということですが、トマト以外のものに</p>

		<p>ついても出荷量なのかということは把握しておりませんが、個人で出されているということは聞いていませんので、そのあたり、声を大にして言いたいと思っていますところでは。</p> <p>この件につきまして、ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>要望書の内容は私と福田職務代理がチェックし、町、議会へ提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。</p>
	高橋事務局長	<p>要望書の件につきまして、ご協議いただきましたので、会長と職務代理に要望書の内容を精査していただき、町執行部、町議会へ提出したいと思えます。内容が固まりましたら、改めてお送りさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。</p>
その他	議長	<p>その他事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>本日総会終了後、現地確認の方、最後になりますがご予約をお願いいたします。本日は△△地区、△△地区の現地確認を予定しております。ご協力お願いいたします。</p> <p>次回総会は、新しい体制での総会となります。令和7年5月19日(月)午後1時30分から議場で開会予定です。</p> <p>新しい農業委員の皆様につきましては、5月9日の臨時議会におきまして、農業委員10名の任命について議会同意をいただきましたので、5月19日に辞令交付を行います。また、新しい推進委員9名の皆様につきましては、総会で会長を選任し、新会長から委嘱状の交付を行います。</p> <p>現在のメンバーでの総会は今回で最後となりました。公私多忙であったとは存じますが、委員として最後まで勤めていただきましたことを、町執行部を代表し、厚く御礼申し上げたいと思えます。誠にありがとうございました。</p> <p>なお、これまで総会、研修会等で配布させていただきました資料等の管理につきましては、各自で適正に管理または、処分していただくかご対応お願いできればと思えます。</p> <p>また、委員積立金につきましては、4月25日に皆様の口座に振り込みをさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。</p>
閉会	議長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和7年度第2回 日南町農業委員会総会を閉会いたしますが、閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思えます。</p> <p>令和4年5月より3年間、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、農業委員会事務局の皆さんには大変お世話になりました。</p> <p>この間、多くの農地を中間管理機構を通じて集積、遊休農地の防止、農地パトロール、地域計画、非農地化など様々な業務に汗していただき、本当にお世話になりました。</p> <p>中でも今期をもちまして退任されます、農業委員の天崎直幸さん、3期9年間、木山篤志さん、1期3年間、農地利用最適化推進委員の丸山栄人さ</p>

	<p>ん、3期9年間、新田和之さん、1期3年間、大変お世話になりました。</p> <p>私事ではございますが、以前より申し上げておりますが、今期をもちまして、会長職を退きたいと考えております。4期12年間という会長職でありましたが、この間支えていただきました多くの委員の皆様へ心から感謝申し上げますとともに、任期途中でご逝去されました、加藤農業委員のご冥福をお祈りし、最後の総会を閉会したいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。</p>
--	---

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和7年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員